

事業評価書

道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)により
新設された規制

平成27年3月
国家公安委員会・警察庁

道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)により新設された規制

1 評価の対象とした政策

・ 75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の導入

75歳以上の高齢運転者について、記憶力、判断力等の認知機能の低下による運転行動の特徴を調査した結果、これらの機能が低下した者に占める信号無視や一時不停止等の危険な運転行動をとる者の割合が認知機能が低下していない者と比較して高いことが分かり、75歳以上の運転者による交通事故の特徴として、出会い頭による事故や一時不停止による事故等の割合が高いことと照らし合わせると、記憶力、判断力等の認知機能の低下が交通事故の発生に影響を及ぼしていると考えられた。

そこで、平成21年6月に施行された道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号。以下「改正法」という。)において、75歳以上の高齢運転者については、運転免許証(以下「免許証」という。)の有効期間の更新時に認知機能検査を行うこととし、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、その結果に基づいた高齢者講習を実施するとともに、認知機能検査の結果認知症のおそれがあると判定された者が、一定期間内に信号無視や一時不停止等の違反行為(以下「基準行為」という。)をしたことを把握した場合には、公安委員会はその者に対し臨時適性検査を実施することとされた。

2 評価の観点

認知機能検査の結果に基づいた高齢者講習や臨時適性検査等(臨時適性検査に代わる主治医の診断書の提出を含む。以下同じ。)により、75歳以上の高齢運転者に係る交通事故防止が図られているかという点について、有効性の観点から評価する。

また、認知機能検査及び臨時適性検査等により75歳以上の高齢運転者に生じる負担の増加並びに認知機能検査及び臨時適性検査の実施により公安委員会に生じる負担の増加と、認知機能検査及び臨時適性検査等により得られる交通事故防止上の効果を比較して、効率性の観点から評価する。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 効果の把握の手法

認知機能検査や、その結果に基づく高齢者講習の導入前後の75歳以上の運転免許保有者1万人当たりの交通事故発生件数(第1当事者が原動機付自転車以上のものに限る。(※1・※2)以下同じ。)を把握するとともに、同講習受講前後(※3)一定期間内に交通事故を起こし、又は違反をした

者の人数（以下「交通事故・違反者数」という。）を把握する。

また、認知機能検査の結果から認知症のおそれがあると判定された者で基準行為をしたものに対する臨時適性検査等の実施件数及び同検査結果に基づいた運転免許（以下「免許」という。）に係る行政処分の件数を把握する。

※1 第1当事者が運転していた車両が道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車である交通事故を計上している。

※2 第1当事者とは、最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重いものをいい、また、過失が同程度の場合には人身損傷の程度が軽いものをいう。

※3 高齢者講習の受講日のデータは存在しないため、認知機能検査と高齢者講習が同日に実施されていることがほとんどであるという実態を踏まえ、高齢者講習受講前後の交通事故・違反者数を把握する手法として、認知機能検査の受検日を高齢者講習の受講日とみなし、同日前後一定期間内の交通事故・違反者数を把握した。

(2) 結果

ア 平成16年から平成26年までの75歳以上の免許保有者1万人当たりの交通事故発生件数は、以下のとおりである。

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
75歳以上の免許保有者（人）	2,158,212	2,365,533	2,577,145	2,830,702	3,041,466	3,239,758	3,505,156	3,748,717	4,030,507	4,247,834	4,474,463
原付以上1当事案件数（件）	24,669	26,677	27,577	29,371	29,863	31,995	33,267	34,190	34,421	34,757	33,955
保有者1万人当たりの発生件数	114	113	107	104	98	99	95	91	85	82	76

イ 高齢者講習受講前後各24か月の交通事故・違反者数は、以下のとおりである。

	受検前	受検後	減少率
交通事故・違反者数	9,698	8,190	15.5%

注：平成24年3月1日から同年3月31日までの間に認知機能検査を受検した者61,841人について、受検日前後各24か月以内の交通事故・違反者数を集計

ウ 認知機能検査の結果から認知症のおそれがあると判定された者であって、一定期間内に基準行為をしたものについて実施した臨時適性検査等

の件数及び同検査の結果に基づいた免許に係る行政処分の件数は、以下のとおりである。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
臨時適性検査等の件数	13	293	409	506	524
取消し（件）	1	66	119	105	114
停止（件）	0	0	1	1	4

4 評価の結果

前記3(2)アのとおり、75歳以上の免許保有者1万人当たりの交通事故発生件数は、改正法が施行され、改正法による改正後の道路交通法に基づく取組が年間を通じて実施された平成22年以降、改正法施行前の水準を下回っている。また、前記3(2)イのとおり、高齢者講習受講後24か月の交通事故・違反者数は、受講前24か月の交通事故・違反者数と比較して15.5%減少している。これらを踏まえると、本規制により、75歳以上の高齢運転者に係る交通事故防止が図られていると考えられ、有効性が認められる。他方、前記3(2)ウのとおり、改正法の施行以降、臨時適性検査等により認知症と診断された者に対して、免許に係る行政処分が一定程度行われていることに関しても、一定の有効性が認められるが、平成25年中の免許証の有効期間の更新の際に行われた認知機能検査において、認知症のおそれがあると判定された者が約3万5千人いたものの、その多くについては基準行為が把握されなかったため認知症にかかっているかどうかについて医師の診断を受けていないことを踏まえると、認知症のおそれがある者に対して、その者の交通違反の状況にかかわらず、速やかに臨時適性検査等を行うための措置が必要と考えられる。

一方、本規制により、免許証の有効期間の更新を受けようとする75歳以上の高齢運転者には、認知機能検査を受検する負担が生じることとなったが、同検査は高齢者講習と同日に受検することが可能であることや、検査時間と75歳以上の者が受講する高齢者講習の講習時間の合計が、75歳未満の者が受講する高齢者講習の講習時間や、改正前の75歳以上の者が受講する高齢者講習の講習時間と同じであること、さらに、金銭的負担の面でも、高齢者講習の内容を見直し、高齢者講習の手数料の標準を改めた結果、75歳以上の者が受講する高齢者講習と認知機能検査を合わせた手数料は、75歳未満の者が受講する高齢者講習と比較して高くなっているものの、改正前的高齢者講習の手数料と比較した場合には減額されていることを踏まえれば、その負担はほとんど増加していないと考えられる。また、認知機能検査の結果から認知症のおそれがあると判定された者であって、一定期間

内に基準行為をしたものについては、臨時適性検査を受検する等の負担が生じることとなったが、安全運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気等については、医師の診断以外に当該病気等にかかっているかどうかを判定する方法はなく、さらに、臨時適性検査の費用は公安委員会が負担することを踏まえれば、この負担は過度の負担であるとは言えない。さらに、公安委員会には、認知機能検査に係る事務及び臨時適性検査に係る費用の負担が生じるが、認知機能検査については、従来から運用されていた講習事務と一連のものとして行われるものであるため、新たな負担はほとんど生じておらず、また、臨時適性検査については、従来から運用されていた制度であることを踏まえれば、その負担はほとんど増加していないと考えられる。したがって、新たな負担がほとんど生じていないと考えられる一方、有効性が認められることから、本規制については効率性が認められる。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成27年2月20日に開催した第29回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

なし

7 評価を実施した時期

平成21年6月1日から26年12月31日までの間

8 政策所管課

運転免許課